

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	厚木市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/totokezei/todokede/bangose

執行機関名 厚木市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	56	
番号法別表第2の項	74	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表の7 厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第1条	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号) 第1条、第3条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する子どもを養育している者であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。
独自利用事務の関連規範		厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)